

平成20年4月定例教育委員会

開催日時 平成20年4月25日(金) 午前10時~午前11時20分

開催場所 茨城県教育委員室

出席委員	委員長	和田 洋子
	委員長職務代理者	和田 芳武
	委員	大久保 博之
	委員	福岡 和子
	委員(教育長)	鈴木 欣一
欠席委員	委員	関 正樹

事務局出席者については、別紙のとおり

議 事

1 報告事項

非公開 報告第1号 平成20年度茨城県教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱の専決について (義務教育課)

2 議案事項

公開 第1号議案 平成20年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について (義務教育課)

非公開 第2号議案 職員の人事について (高校教育課)

3 その他

公開 (1) 陳情処理状況について (企画広報室)

公開 (2) 「公立小・中学校の適正規模について(指針)」の策定について (義務教育課)

公開 (3) 茨城県高等学校審議会第1次答申について (高校教育課)

非公開の議案等については、会議録は公開されません。

会議録

1 開 会

委員長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

2 議 事

第 1 号議案 平成20年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

(義務教育課長) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条の規定により、茨城県教科用図書選定審議会に対し、平成21年度に使用する教科用図書の採択に関する事務等について諮問しようとするものです。

諮問事項については、県立特別支援学校の小・中学部、小中学校の特別支援学級及び4年に1度の採択替えにあたる小学校の教科用図書の採択に関し、採択のための一般的指針や市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法等となっています。

【主な質疑・意見等】

特になし

第 1 号議案については、全員一致で可決されました。

その他(1) 陳情処理状況について

(企画広報室長) 茨城にゆたかな教育を・県民連合から、平成20年3月25日付けで「茨城にゆたかな教育を実現するための要請」が提出されたため、これらの要望内容及び県教育委員会の対応等について説明します。

要望内容は、子どもの安全対策(学校施設・設備の改善、登下校時における安全確保等)や、学校の統廃合など全部で15項目(別添資料参照)で、うち新規要望は「食の安全・食育の充実」1項目となっています。

これらの要望に対し、平成20年3月25日に教育長、両次長及び関係各課室長が県民連合と面談を行ったところですが、県教委では今後も、県民皆様の意見を十分踏まえながら、教育行政の推進に努めて参ります。

【主な質疑・意見等】

特になし

その他(2) 「公立小中学校の適正規模について(指針)」の策定について

(義務教育課長) 急激な少子化の進行により小・中学校の小規模化が進む中、県教委では、昨年11月に学識経験者や保護者代表、学校長の代表などを委員とする「小・中学校規模適正化検討委員会」を設置し、これらの検討結果を踏まえて「公立小・中学校の適正規模について(指針)」を策定しましたので、これらの内容について説明します。

小・中学校の適正規模の基準を小学校で12学級以上、中学校で9学級以上とし、人間関係の固定化などの課題が生じないように、クラス替えができることに配慮した上で、中学校については、5教科(国・社・数・理・英)に複数の教員を配置できることなどを勘案し、望ましい規模を明示しました。

適正配置を進めるにあたっての考え方として、この適正規模を下回る学校について適正規模化に向け積極的に検討すべきものとして、「複式学級の解消」や「1学年1学級で6学級しかない小学校」などの例を示しながら、児童生徒の教育環境の改善に向けて幅広い観点から、市町村内の小・中学校の適正配置を図っていく必要を記載しています。

適正配置に際して留意すべき事項として、保護者や地域住民と一体となって、児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して取り組むための留意事項、例えば、統合により通学区域が広域化するため、その児童生徒への影響など（児童生徒の安全確保や保護者の不安解消）を記載しております。

適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援として、各種情報の提供や新たな県としての支援策の検討などを記載しています。

今後は、この指針を基に、児童生徒のより良い教育環境の整備のために、市町村が地域の実情や児童生徒数の将来推移等を勘案し、適正規模化に向けた積極的な取り組みを行えるよう、県としても支援して参ります。

【主な質疑・意見等】

（委員） これはいつ公表するのですか。

（事務局） 本日、記者会見を行う予定です。

（委員） 適性規模の基準に満たない学校は、どのくらいあるのですか。

（事務局） 小学校で12学級未満の学校は、576校のうち346校と約6割、中学校で9学級未満の学校は、233校のうち74校とおよそ3割になっています。

（委員） 小・中学校の一貫校など、新しい教育のモデルを検討する動きはないのでしょうか。

（事務局） つくば市では、春日地区に小中学校の一貫校を設置することで、計画を進めているようです。

また、つくば市においては、統合ではなく小中一貫校の設置を進めていくことで、小規模校の解消を図っていききたいとの意向です。

今年度から、義務教育課内に新しく市町村教育推進室が設置されましたので、市町村における様々な取り組みを他の市町村にも提供していきたいと考えています。

その他（3）茨城県高等学校審議会第1次答申について

（高校教育課長） 平成19年8月に茨城県高等学校審議会に対して諮問した「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」及び「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について」の2項目のうち、1つ目の諮問事項（前段）についての審議がまとまり、平成20年4月17日に、西野虎之介審議会委員長から和田教育委員長に第1次答申が提出されましたので、答申の内容について報告します。

今後の募集定員及び学級数については、平成32年4月入学者の県立高等学校全日制課程の募集定員は、18,120人（454学級）程度と見込まれ、削減学級数は、平成20年度比で

96学級程度であると報告されています。

また、平成32年3月の中学校卒業生数は、約25,500人と推計され、今後の12年間で約4,500人の減少が見込まれるとしています。

学校の適正規模については、今後も引き続き、1学年4～8学級を学校の適正規模とすることが妥当であるとしており、学校の適正配置については、活力ある学校づくりを進めるため、適正規模を維持できるよう統合等による再編整備を進める必要があると報告されています。

ただし、中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる県北山間部の過疎地域については、特段の配慮が必要であるとしています。

学校の統合の在り方として、適正規模に満たない学校については、統合の具体的な基準を予め定める必要があるとし、また、個々のケースに応じて、単独の募集停止を含め、いわゆる対等統合とは異なる方法を検討する必要があるとしています。

なお、2つ目（後段）の諮問事項「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方」については、平成20年12月頃に答申が提出される予定になっています。

【主な質疑・意見等】

（委員） 県北山間部の過疎地域における特段の配慮とは、例えばどのようなことですか。

（事務局） 本来であれば、3学級以下は残さないこととなりますが、2学級規模であっても残したり、分校という形で存続させることなどが考えられます。

（委員） 今回の答申は、学校の適正規模・適正配置という数的なものとなっていますが、今年の12月に提出される最終答申では、今回よりもっと踏み込んだ内容のものを期待しています。

（事務局） 今後、審議会ではこれまで県教委が計画に沿って設置したきた単位制高校や中高一貫校などの検証を含めて、或いはまた別の新しい形の学校の設置等、様々な観点から議論がなされる予定です。

（委員） 多彩な方々が委員になっておられますので、是非踏み込んだ意見を反映していただければと思います。

3 閉 会

非公開審議後、委員長から閉会の宣言がなされました。

平成20年4月定例教育委員会 事務局職員出欠表

平成20年4月25日(金)

職 名	氏 名	出欠	代理者職氏名
教育次長(総括)	福 田 敬 士		
教育次長	中 原 一 博		
参事兼保健体育課長	市 村 仁		
総務課長	小 林 由士郎		
企画広報室長	守 谷 孝 行		
財務課長	萩野谷 茂		
義務教育課長	横 瀬 晴 夫		
高校教育課長	早 川 源 一		
特別支援教育課長	川 村 等		
生涯学習課長	高 野 茂		
福利厚生課長	池 田 幾 夫		
文化課長	石 橋 丈 夫		